

令和 7 年度徳島県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修実施要領

1 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

この研修は、平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331010 号厚生労働省老健局長通知の参考 2「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」(4 (5) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修)に基づく研修とする。

2 研修対象者

研修対象者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者であって、徳島県認知症介護実践研修における実践者研修(徳島県痴呆介護実務研修基礎課程を含む)を修了している者。

3 研修内容

指定小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた計画を作成するために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

4 研修日程等

別添「令和 7 年度徳島県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」による。

5 定員

定員は、20 名程度とする。

6 研修費用

受講料は一人 5,000 円とする。(研修初日の受付にて支払いをすること。)

また、研修に要する経費のうち、参考教材等を使用した場合に係る実費相当分については、受講者の負担とする。